ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

JAPAN IP & TECHNOLOGY NEWSLETTER

2023 年 8 月

Contents

- 非専用品型間接侵害の主観的要件及び間接侵害に対する特許法 102 条 1 項と 2 項の適用について判示した知財高裁判決（p.1）
- 特許庁における各種手続期間の徒過に対する救済要件の緩和（p.6）
- 経済産業省、ファッションローガイドブック 2023 を公表（p10）
- 「日・米宇宙協力に関する枠組協定」における知的財産権の取扱い（p.14）

非専用品型間接侵害の主観的要件及び間接侵害に対する特許法 102 条 1 項と 2 項の適用について判示した知財高裁判決

弁護士　佐々木　公樹

プログラマブル表示器に関する特許権の侵害について争われた訴訟において、知財高裁は、間接侵害に関するいくつかの判断を示した（知財高判令和 4 年 8 月 8 日、平成 31 年（ネ）第 10007 号[1]）。以下、事案の概要とともにその内容を概観する。

なお、本件で取り上げる論点は、特許法 101 条 2 号及び 102 条 1 項と 2 項についてのものであるため、当該各条文を以下に掲載する。

> 第 101 条　次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
> 一（略）
> 二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
> 三～六（略）

[1] https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/445/091445_hanrei.pdf

第 102 条　特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一　特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二　譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

2　特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3～5 （略）

1　本事件の概要

本件は、プログラマブル表示器に関する複数の特許権を保有する株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」という。）が、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）による表示器等の製品の製造、販売等が当該特許権の直接侵害及び間接侵害を構成すると主張し、その製造販売等の差止め及び損害賠償を求めた事案である（なお、差止請求については、控訴審係属中に特許権の存続期間が満了したために、訴えが取り下げられている。）。

第一審（大阪地判平成 30 年 12 月 13 日、平成 27 年（ワ）第 8974 号[2]）は、ジェイテクトの請求を一部認容し、損害賠償等の請求を認めたところ、これに対しジェイテクト及び三菱電機双方が各敗訴部分の取消しを求めて控訴を提起した。

控訴審における争点は多岐にわたるが、その中でも、①特許法 101 条 2 号の主観的要件（「発明の実施に用いられることを知りながら」）についての争点、及び、②間接侵害への特許法 102 条 1 項及び 2 項の適用の可否についての争点について取り上げる。

2　特許法 101 条 2 号の主観的要件について

(1)　従前の議論

特許法 101 条 2 号における「発明の実施に用いられることを知りながら」の要件の解釈に関しては、主に、

---

2 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/263/088263_hanrei.pdf

©Anderson Mori & Tomotsune

その意義を厳格に解する見解[3]、緩やかに解する見解[4]、その折衷的な見解[5]が存在している。なお、当該要件については、これまで地裁の裁判例[6]ではその解釈を示したものが存在していたが、知財高裁の裁判例では具体的な解釈を提示したものは存在していなかった。

(2)　知財高裁の判断

本件で知財高裁は、いかなる場合に「発明の実施に用いられることを知りながら」の要件を満たすかについて以下のような解釈を提示し、結論として本件での同要件の充足性を肯定した。

> 特許法 101 条 2 号の間接侵害は、適法な用途にも使用することができる物(多用途品)の生産、譲渡等を間接侵害と位置付けたものであるが、その成立要件として、主観的要件②(筆者注:「発明の実施に用いられることを知りながら」の要件のこと)を必要としたのは、対象品(部品等)が適法な用途に使用されるか、特許権を侵害する用途ないし態様で使用されるかは、個々の使用者(ユーザ)の判断に委ねられていることから、当該物の生産、譲渡等をしようとする者にその点についてまで注意義務を負わせることは酷であり、取引の安全を著しく欠くおそれがあることから、いたずらに間接侵害が成立する範囲が拡大しないように配慮する趣旨と解される。
>
> このような趣旨に照らせば、単に当該部品等が特許権を侵害する用途ないし態様で使用される一般的可能性があり、ある部品等の生産、譲渡等をした者において、そのような一般的可能性があることを認識、認容していただけで、主観的要件②を満たすと解するのでは、主観的要件②によって多用途品の取引の安全に配慮することとした趣旨を軽視することになり相当でなく、これを満たすためには、<u>一般的可能性を超えて、当該部品等の譲渡等により特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現実にあり、そのことを当該部品等の生産、譲渡等をした者において認識、認容していることを要する</u>と解するべきである。
>
> 他方、主観的要件②について、部品等の生産、譲渡等をする者において、当該部品等の個々の生産、譲渡等の行為の際に、当該部品等が個々の譲渡先等で現実に特許発明の実施に用いられることの認識を必要とすると解するのでは、当該部品等の譲渡等により特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現実にあることを認識、認容している場合でも、個別の譲渡先等の用途を現実に認識していない限り特許権の効力が及ばないこととなり、直接侵害につながる蓋然性の高い予備的行為に特許権の効力を及ぼすとの特許法 101 条 2 号のそもそもの趣旨に沿わないと解される。
>
> 以上を勘案すると、主観的要件②が認められるためには、<u>当該部品等の性質、その客観的利用状況、提供方法等に照らし、当該部品等を購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在し、部品等の生産、譲渡等をする者において、そのことを認識、認容していることを要し、またそれで足りる</u>と解するのが相当であり、このように解することは、「その物がその発明の実施に用いられることを知りながら」との文言に照らしても、不合理とはいえない。(下線筆者)

上記の判断枠組みは、従来の学説の中では折衷的見解に近いものであるところ、特許権の効力の実効性確保と、刑事罰(特許法 196 条の 2)の対象ともなり得る間接侵害の成立範囲限定の必要性の調和の観点からも、妥当なものといえよう。もっとも、具体的にどの程度の認識があれば「当該部品等を購入等する者のう

---

[3] 三村量一「非専用品型間接侵害(特許法 101 条 2 号、5 号)の問題点」知的財産法政策学研究 19 号(2008 年)103 頁

[4] 𠮷田広志「用途発明に関する特許権の差止請求権のあり方―『物』に着目した判断から『者』に着目した判断へ―」知的財産法政策学研究 16 号(2007 年)199 頁注 58

[5] 西理香「非専用品型間接侵害(特許法 101 条 2 号、5 号)における差止の範囲と主観的要件」L&T63 号(2014 年)14 頁

[6] 本判決の原審及び大阪地判令和 2 年 5 月 28 日(平成 30 年(ワ)第 4851 号)

©Anderson Mori & Tomotsune

ち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況…を認識、認容している」といえるかどうかは、事実関係に大きく依存すると言わざるを得ず、事業活動において間接侵害の可能性のある部品等の販売の可否を決定するにあたっては、慎重な判断が求められる。

なお、原審である大阪地裁の判決でも同様の判断枠組みが提示されており、知財高裁がそのまま踏襲した形となる[7]。

3 間接侵害への特許法 102 条 1 項と 2 項の適用の可否について

(1) 従前の議論

間接侵害の場合に特許法 102 条 1 項と 2 項による損害額の推定が適用できるかについては、学説上消極的な見解[8]もあるが、通説[9]はこれを肯定する。また、裁判例上も、間接侵害の場合に、102 条により算定される損害額を認めたものが多数あり[10]、実務においても適用を肯定する運用が定着しているものといえる。

(2) 知財高裁の判断

本件では、一審被告である三菱電機側が、間接侵害への特許法 102 条 1 項と 2 項の適用について争っていたところ、知財高裁は、以下のとおり、間接侵害への同条各項の適用を肯定する旨判示し、通説・実務と同様の解釈を明示した。なお、本件においては、同条 1 項による算定額の方が多額であったため、同項によって算定された額が損害額として認定された。

> 本件のように間接侵害品が部品であり、特許権者等が販売する物が完成品である場合には、前者は部品市場、後者は完成品市場を対象とするものであるから、両者の譲渡・販売行為が、直接的には、同一の市場において競合するわけではない。しかし、この場合も、間接侵害品たる部品を用いて生産された直接侵害品たる実施品と、特許権者等が販売する完成品とは、間接的には、同一の完成品市場の利益をめぐって競合しており、いずれにも同じ機能を担う部品が包含されている。そうすると、完成品市場における部品相当部分の市場利益に関する限りでは、間接侵害品たる部品の譲渡行為は、それを用いた完成品の生産行為又は譲渡行為を介して、特許権者等の完成品に包含される部品相当部分の販売行為と競合する関係にあるといえるから、その限りにおいて本件のような間接侵害行為にも特許法 102 条 1 項を適用することができる。(中略)
> 本件のような間接侵害の場合の「侵害の行為がなければ販売することができた物」とは、特許権者等が販売する完成品のうちの、侵害者の間接侵害品相当部分をいうものと解するのが相当である。(中略)
> 特許法 102 条 2 項は、侵害者が侵害行為により受けた利益の額を特許権者等が受けた損害の額と推定すると定めるところ、この規定の趣旨は先に同条 1 項について述べたのと同様であると解される。したがって、先に同条 1 項について述べたのと同様の考え方の下に、本件において同条 2 項の適用を肯定するのが相当である。(下線筆者)

また、間接侵害の場合における特許法 102 条 1 項 1 号の「販売することができないとする事情」及び同条

[7] なお、当該解釈は Winny 事件最高裁決定(最決平成 23 年 12 月 19 日刑集 65 巻 9 号 1380 頁)において提示された著作権侵害の幇助行為についての規範とも類似するものであり、言い回しも共通する部分が多い。

[8] 中島基至「ドイツ特許法の間接侵害に基づく損害の意義」L&T58 号(2013 年)31 頁

[9] 中山＝小泉『新・注解 特許法〔第 2 版〕【中巻】』(青林書院、2017 年)1838～1839 頁、1908～1910 頁

[10] 前掲注 9

©Anderson Mori & Tomotsune

2 項の推定覆滅事由について、以下のとおり判示している。

> （前略）実際に譲渡先で特許権を侵害する用途ないし態様で使用されていない場合には、結果的には、間接侵害品の売上げに当該特許権が寄与していない。そうすると、そのような譲渡先については、間接侵害行為がなければ特許権者の製品が販売できたとはいえないことになり、特許権者等に特許発明の物の譲渡による得べかりし利益の損害は発生しないので、当該物の譲渡によって得た利益の額を特許権者等が受けた損害の額と推定することはできないというべきである。そして、このような場合は同法 102 条 1 項 1 号の「販売することができないとする事情」に該当するものと解するのが相当である。（中略）
>
> ここで、特許法 101 条 2 号の間接侵害品が実際には直接侵害品の生産に用いられることがなかった場合には、結果的にみれば、当該間接侵害品の譲渡行為がなければ特許発明の物を譲渡することができたという関係にはなく、特許権者に特許発明の物の譲渡により得べかりし利益の損害は発生しないので、当該物の譲渡によって得た利益の額を特許権者が受けた損害の額と推定することはできないというべきであるから、このような場合は同法 102 条 2 項の推定を覆す事情に該当するものと解するのが相当である。（下線筆者）

4 まとめ

本判決は、知財高裁として初めて特許法 101 条 2 号の主観的要件についてその解釈を提示した点で一定の価値があるものといえよう。また、間接侵害の場合において特許法 102 条 1 項・2 項の適用を肯定した点は、従前の通説・実務を追認するものであるが、特許法 102 条による損害の推定が覆るケースを明示した点も、今後の実務において参考になる点と思われる。損害論については近年、美容器事件（知財高判令和 2 年 2 月 28 日、平成 31 年（ネ）第 10003 号）やマッサージチェア事件（知財高判令和 4 年 10 月 20 日、令和 2 年（ネ）第 10024 号）等、実務上重要な裁判例が複数出ていることから、今後の裁判例の動向も注目される。

以上

****

©Anderson Mori & Tomotsune

特許庁における各種手続期間の徒過に対する救済要件の緩和

弁理士　小笠原　洋平

これまで、特許庁における各種の手続期間（優先権主張期間、特許料の追納期間等）を徒過した場合における権利回復のための救済手続が整備されてきたが、これらの救済手続を定める法令の規定において、救済を受けるための主な要件は、期間徒過について「正当な理由」があることと定められていた。従前の特許庁の運用においては、この「正当な理由」の認定は厳格になされてきた。その結果、我が国の権利の回復申請に対する認容率は 0～20%程度にとどまり、同等の回復基準を採用する諸外国[1]の認容率と比較して突出して低いことが認識されていた[2]。今回、2023 年 4 月 1 日付けで施行された特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年 5 月 21 日法律第 42 号）による改正法の下では、権利回復の基準が、「正当な理由」があるときから「故意によるものでないこと」に緩和された[3]。また国際出願の優先権の回復についても、上記特許法等の一部を改正する法律と同時に施行された特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年 3 月 13 日経済産業省令第 10 号）により、2023 年 4 月 1 日以降に優先権主張の期限を徒過した国際出願について優先権の回復請求を日本国の特許庁に行う場合、その回復の要件は、従前の「相当な注意」基準から、「故意ではない」とする基準に緩和された。

1　国内の手続関係の救済

（1）　国内の手続関係の救済規定の対象

日本の国内法において定められている、主な期限徒過時の救済規定は、下表のとおりである[4]。

法域	救済すべき対象	救済対象となる手続期間
特許・実用新案	優先権の主張	・最先の日本・外国（パリ・TRIPS[5]）の出願から 1 年の優先権を主張できる期間（優先期間）[6]
	翻訳文の提出	・外国語書面出願：提出がない旨の通知から 2 か月[7]

[1] Patent Law Treaty 加盟国、我が国において 2016 年 6 月 11 日に発効。
[2] 特許庁総務部総務課制度審議室「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕」（2022 年）140 頁（36 条の 2〔趣旨〕）。
[3] 特許庁ウェブサイト「令和 5 年 4 月 1 日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復（「故意ではない」基準）について」（https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html、2023 年 7 月 25 日最終アクセス）
[4] 後藤未来・小笠原洋平「特許等の手続期間の徒過に対する救済要件の緩和（2023 年 4 月 1 日施行の改正法）」（商事法務ポータル、2023 年 3 月 2 日公開（https://portal.shojihomu.jp/archives/33735）も参照。
[5] 日本国民若しくはパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）が世界貿易機関（WTO）の加盟国においてした出願に基づく優先権、又は WTO の加盟国の国民（WTO を設立するマラケシュ協定附属書 1C（TRIPS 協定）第 1 条 3 に規定する加盟国の国民をいう。）がパリ条約の同盟国若しくは WTO の加盟国でした出願に基づく優先権（特許法第 43 条の 3 第 1 項の表）。
[6] 日本の国内優先権については、特許法第 41 条第 1 項第 1 号の規定による先の出願の日から 1 年以内の期間、又は実用新案法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による先の出願の日から 1 年以内の期間。外国出願を基礎とする優先権については、特許法第 43 条の 2 第 1 項で引用するパリ条約第 4 条 C(1)に規定する優先期間及び特許法第 43 条の 3 第 1 項で引用するパリ条約第 4 条の規定の例による優先期間。パリ条約第 4 条 C(1)においては、特許及び実用新案については 12 か月とすることが規定されている。なお、これらの特許法の規定は、実用新案法第 11 条第 1 項において実用新案にも準用されている。
[7] 特許法第 36 条の 2 第 4 項の経済産業省令で定める期間（特許法施行規則第 25 条の 7 第 4 項）。

©Anderson Mori & Tomotsune

法域	救済すべき対象	救済対象となる手続期間
		・国内移行：優先日から 2 年 6 か月[8]（特例期間 2 か月[9]）
	出願審査請求	・特許出願から 3 年[10]
	特許権・実用新案権（の回復）	・特許（登録）料・割増特許（登録）料の追納期間（特許（登録）料の納付期限から 6 か月）[11]
	特許管理人の選任	・届出がない旨の特許庁長官による通知から 2 か月[12]
意匠	優先権の主張	・最先の外国（パリ・TRIPS[13]）出願から 6 か月[14]
	意匠権（の回復）	・登録料・割増登録料の追納期間（登録料の納付期限から 6 か月）[15]
商標	商標権（の回復）	・更新登録：存続期間満了後省令で定める期間（6 か月）[16] ・後期分割登録料（更新登録時の分割）の追納期間（登録料の納付期限から 6 か月）[17]
	防護標章登録の更新登録出願	・10 年の存続期間満了前 6 か月～満了日[18]

[8] 特許法第 184 条の 4 第 1 項及び実用新案法第 48 条の 4 第 1 項の特許協力条約（PCT）第 2 条(xi)の優先日から 2 年 6 か月の国内書面提出期間。

[9] 特許については特許法第 184 条の 4 第 1 項但書、実用新案については実用新案法第 48 条の 4 第 1 項但書の翻訳文提出特例期間。国内書面提出期間の満了前 2 か月から満了の日までの間に特許法第 184 条の 5 第 1 項又は実用新案法第 48 条の 5 第 1 項に規定する国内書面を提出した外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に翻訳文を提出したものを除く。）にあっては、当該書面の提出の日から 2 か月の翻訳文提出特例期間に翻訳文を提出することができる。

[10] 特許法第 48 条の 3 第 1 項の規定により出願審査の請求をすることができる期間。

[11] 特許については、特許法第 112 条第 1 項の規定により特許料を追納することができる、第 108 条第 2 項に規定する期間又は第 109 条若しくは第 109 条の 2 の規定による納付の猶予後の期間の経過後 6 か月以内の期間。同法第 108 条第 2 項には、第 4 年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならないことが規定されている。また、同法第 109 条及び第 109 条の 2 には、特許料（特許権の設定の登録を受けるものが納付しなければならない第 1 年から第 3 年までの各年分の特許料を含む。）の納付の猶予が規定されている（なお、現在では猶予に係る政令の規定が削除されたため、新規の猶予申請はできなくなっている。）。実用新案については、実用新案法第 33 条第 1 項の規定により登録料を追納することができる、第 32 条第 2 項に規定する期間又は第 32 条の 2 の規定による納付の猶予後の期間の経過後 6 か月以内の期間。同法第 32 条第 2 項には、第 4 年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならないことが規定されている。また、同法第 32 条の 2 には、登録料（実用新案権の設定の登録を受けるものが納付しなければならない第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料を含む。）の納付の猶予が規定されている。登録料の納付を猶予することができる期間は、登録料を納付すべき期間の経過の日から 3 年以内である（実用新案法施行令第 2 条第 4 項）。

[12] 特許法第 184 条の 11 第 4 項に規定する経済産業省令で定める期間（特許法施行規則第 38 条の 6 の 2 第 2 項）。実用新案法第 48 条の 15 第 2 項において準用されている。

[13] 意匠法第 15 条で引用する特許法第 43 条の 3 第 1 項のパリ条約の例による優先権。

[14] 意匠法第 15 条で引用する特許法第 43 条の 2 第 1 項で引用するパリ条約第 4 条 C(1)に規定する優先期間及び特許法第 43 条の 3 第 1 項で引用するパリ条約第 4 条の規定の例による優先期間。パリ条約第 4 条 C(1)には、意匠及び商標については 6 か月とすることが規定されている。

[15] 意匠法第 44 条第 1 項の規定により登録料を追納することができる、第 43 条第 2 項に規定する前年以前に納付しなければならない第 2 年以降の各年分の登録料の納付の期限の経過後 6 か月以内の期間。

[16] 商標法第 21 条第 1 項の規定により登録料を追納することができる、第 20 条第 2 項に規定する商標権の存続期間満了前 6 か月から満了の日までの間の更新登録の申請の期間の経過後、第 3 項の経済産業省令で定める 6 か月の期間（商標法施行規則第 10 条第 2 項）。

[17] 商標法第 41 条の 3 第 1 項の規定により登録料を追納することができる、第 41 条の 2 第 5 項に規定する商標権の存続期間の満了前 5 年までに納付しなければならない後期分割登録料の納付の期限の経過後 6 か月の期間。

[18] 商標法第 65 条の 3 第 1 項の規定により更新登録の出願をすることができる、第 2 項に規定する防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前 6 か月から満了の日までの間の 6 か月の期間。

©Anderson Mori & Tomotsune

(2)　救済を受けるための手続

改正法の下において救済を受けるためには、以下のアからウの手続が必要である(例えば、ア)特許におけるパリ条約による優先権の主張については、特許法第 43 条の 2 第 2 項で準用する特許法第 43 条第 1 項から第 3 項又は第 5 項に定める優先権主張の手続を行い、イ)特許法施行規則第 27 条の 4 の 2 第 9 項で準用する第 4 項の回復理由書(様式第 36 の 3)を提出し、ウ)特許法等関係手数料令第 2 条の表の 11 の金額の回復手数料を納付する)。従来は提出が必須であったところの、期間内に手続できなかった理由の証拠の提出は、改正法下では必須でなくなった。

ア　権利の回復に係る手続である旨を記載した各救済対象の手続の書類の提出

イ　以下の①から④の事項を記載した回復理由書の提出
①期間内に手続できなかった理由
例)「不注意により〇〇の期限を失念しており、所定の期間内に手続きをすることができませんでした。
その後、令和〇年〇月に期限が徒過していることに気がつき、今般、手続を行いました。」
②手続できるようになった日
③手続をしなかったことが故意によるものでないことの表明
④審査を遅延させることを目的とするものではない旨(出願審査請求のみ)

ウ　回復手数料の納付

(3)　経過措置と手続期間

今回の改正法には経過措置が設けられており、2023 年 3 月 31 日以前に手続期間を徒過した出願及び権利に対しては従前の「正当な理由」基準が適用される。したがって、例えば施行日(2023 年 4 月 1 日)前に特許料の追納期限を迎えて消滅した特許権は、新しい基準による特許権の回復の対象とならない。

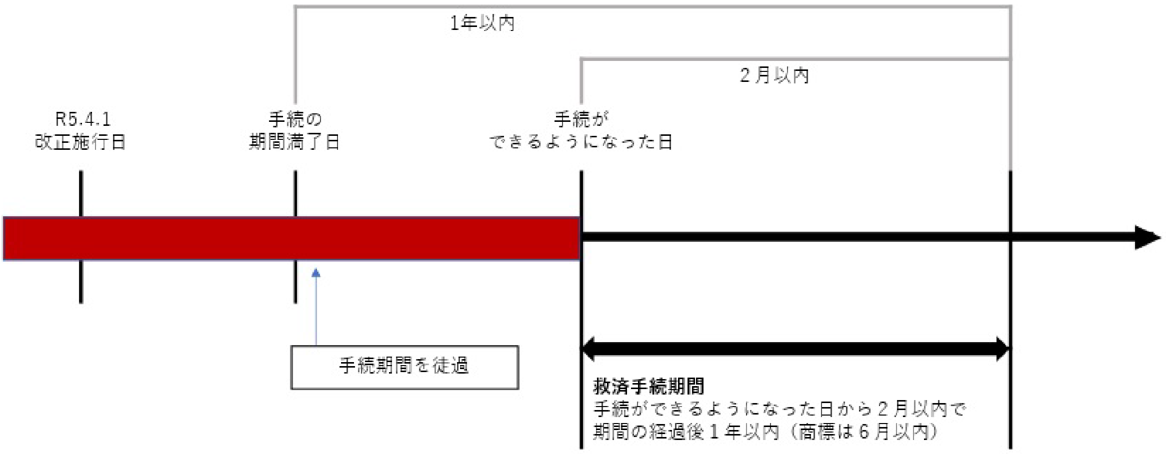

出典：特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html）

©Anderson Mori & Tomotsune

2 国際出願の優先権の回復

(1)　回復の対象

回復の対象は、優先期間を徒過した国際出願の優先権の主張である。

(2)　回復を受けるための手続

回復を受けるためには、以下のアからウの手続が必要である。期間内に手続できなかった理由の証拠の提出は、国内手続と同様、必須でなくなる。ただし、国内手続において要求される回復手数料は、国際出願の優先権の回復については、改正後も従来と同様に不要である。

ア　願書に優先権の主張を記載して提出するか、優先権を主張する書面を追加提出する。

イ　願書又は回復請求書にて、優先期間内に国際出願をしなかったことが「故意ではない」ことを表明する。

ウ　優先期間を徒過した理由を記載した回復理由書を、願書提出後、速やかに手続補足書に添付して提出する。願書にて表明しない場合は回復請求書を提出する。これらの書類には期間内に手続できなかった理由を記載する。

(3)　経過措置と手続期間

改正法に係る経過措置については、上記 1(3)で説明した国内の手続の場合と同様である。早期の国際公開を請求する場合を除き、手続の期間は優先期間満了の日から 2 か月以内である。

以上

****

©Anderson Mori & Tomotsune

経済産業省、ファッションローガイドブック 2023 を公表

弁護士　鷲見　彩奈

1　はじめに

経済産業省は、2023 年 3 月 31 日、「ファッションローガイドブック 2023 ～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」（以下、「本ガイドブック」といいます。）を公表した[1]。本ガイドブックは、ファッション業界におけるビジネスについて、潜在的なリーガルリスクやとるべき行動を示すもので、以下の 7 つのテーマから構成されている。

Ⅰ. ブランドを立ち上げたらまずやるべきこと
Ⅱ. ファッションデザインの権利について知っておくべきこと
Ⅲ. プロモーション・広報を外部クリエイター等に依頼する際に気を付けること
Ⅳ. 生産・流通について知っておくべきこと
Ⅴ. サステナビリティについて知っておくべきこと
Ⅵ. 海外でのビジネスを検討する際に知っておくべきこと
Ⅶ. デジタルファッション領域にチャレンジするときに知っておくべきこと

上記テーマのとおり、本ガイドブックのスコープは、国内のファッションビジネスにとどまらず、海外でのビジネス展開や、近時盛り上がりを見せつつあるメタバースなどを含むデジタル領域にも及び、266 頁にわたる詳細な指針を提供している。本ガイドブックは、知的財産法、契約法、労働法など幅広い法分野を取り扱っているが、本稿では知的財産法を中心に、各テーマに沿って本ガイドブックの概要をまとめる。

2　本ガイドブックの概要

（1）　ブランドを立ち上げたらまずやるべきこと

本ガイドブックでは、ファッションブランド立ち上げの第一歩は「ブランド名」の決定である[2]として、商標に関する解説がされている。具体的には、商標登録のしやすさを考慮すべきであることや、先行商標の調査や早期出願の必要性などが説明されている。また、中国で悪意の商標先取り（冒認出願）による被害が多いという認識のもと、少しでも中国での事業展開の可能性がある場合は、日本のみならず中国での商標出願についても検討することが推奨されている。さらに、商標出願についての無料相談が可能な窓口などの紹介のほか、商標権を侵害された場合にとることが考えられるアクション（Yahoo! Japan や楽天をはじめとするプラットフォーマーなどによる保護プログラムの利用を含む。）についても、具体的な言及がなされている。こういったブランド戦略は、早期の段階から

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashionlaw_wg/20230331_report.html

2 本ガイドブック 18 頁。

©Anderson Mori & Tomotsune

適宜弁理士や弁護士と相談しながら作り上げていくことが重要と考えられるが、本ガイドブックは、その際の着眼点を示すものとして参考になろう。

(2)　ファッションデザインの権利について知っておくべきこと

主として、不正競争防止法、意匠法及び著作権法についてファッションビジネスの観点から指針が示されている。例えば、ファッションデザインは、模倣された場合に不正競争防止法に基づき差止めや損害賠償請求を求めることができることや、意匠登録により意匠法に基づく権利保護がなされること、衣服やバッグに描かれるイラストや絵について、他者のものを安易にコピーすると著作権侵害となる可能性があることなど、基本的な事項について解説がなされているほか、実際の裁判例で問題となったデザインやイラストの写真が複数引用されているため、実務的にも参考とできる。また、著作権侵害や不正競争と判断されることを避ける方策として、デザイン過程の資料の整理・保管が提言されるなど、事業者に対し具体的なアクションが示されている[3]。こういった資料は、万が一法的紛争に発展した場合に、依拠性がないこと[4]を立証する重要な証拠となることがあり、その保管の重要性は高い。さらに、「文化の盗用」というファッション業界で生じやすい倫理・道徳上の問題について、法的観点からリスクが説明され、先住民の伝統衣装などについて、条例により特別の知的財産権を付与している国（台湾）などが紹介されている。こういった情報は日本において取得することが必ずしも容易ではなく、諸外国の規制調査の手掛かりとして活用できるものであろう。

(3)　プロモーション・広報を外部クリエイター等に依頼する際に気を付けること

第三者と契約関係に入る場合の留意点が解説されている。クリエイターと締結する契約書中の条項については特に著作権法が問題となるとして、権利の譲渡・利用許諾のいずれとするのか、どのような条項を置くべきかなどについて具体的な条項例を交えながら詳しく解説がされている。著作権は、どこにどのように発生するかの整理が容易でないことも多く、適切な契約上の条項が置かれなければ、自らが有していると考えていた著作権を有しておらず、ビジネス全体にとっての大きなリスクとなりかねないため、潜在的なリスクを把握するために、本ガイドブックの記載が参考になろう。また、ファッションモデルとの契約を締結する観点からは、肖像権やパブリシティ権にかかわる留意事項について解説がされている。肖像権やパブリシティ権は判例上認められた権利であり、その外延は未だ明確でないが、コンテンツビジネスの発展に伴い重要性が高まっている権利であり、避けては通れない問題である。他には、文化庁の「著作権契約書作成支援システム」や「フリーランスアーティスト・スタッフのための契約ガイドブック」など、事業者による契約書作成のためのサポートツールが紹介されているほか、広告やプロモーションが炎上するリスクを回避するためのポイントやインフルエンサーマーケティングを実施する際の留意点が具体的に示されている。

(4)　生産・流通について知っておくべきこと

プロダクトの製造及び流通過程に沿って売買契約書や製造委託契約書の作成にあたり留意すべきポイントや、ブランドのイメージ戦略に基づき販売価格の拘束などを行おうとする際の独占禁止法上の注意点、下請法に定められたルールなどが解説されている。また、EC サイトによるアパレル展開を念頭に、利用規約・特定商取引法

---

[3] 本ガイドブックを作成したワーキンググループでは、法的問題の指摘にとどまらず具体的な方策を示すことで、事業者にとって活用しやすいガイドラインとする方針が掲げられており（第 1 回　ファッション未来研究会～ファッションローWG～議事要旨 2 頁）、係る方針に沿ったアクションの提言は本ガイドブック中随所にみられるところである。
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashionlaw_wg/pdf/001_gijiyoshi.pdf

[4] なお、不正競争防止法の「模倣」についても、「依拠」がその要件と解されている。

©Anderson Mori & Tomotsune

に基づく表記・プライバシーポリシーの 3 点セットの準備が必要であることや、利用規約やプライバシーポリシーへの同意といった、EC サイト上で頻出の「同意」ボタンの設置方法などが解説されている。これらは、ファッションビジネスの分野にかかわらず、通常の売買・製造委託や EC ビジネスにおいても問題となるものであるが、ブランドイメージが特に重要であるファッションビジネスにおいては、こういった基本的な法令遵守における不備が大きなイメージの毀損につながる可能性もあるため、適宜専門家の助言を受けつつ、法令遵守体制を整備することが重要であると考えられる。

(5)　サステナビリティについて知っておくべきこと

サステナビリティへの関心の高まりを背景に、環境保全に配慮された商品であると謳いながら商品の品質を偽った場合の景品表示法違反等の法的問題が指摘されている(なお、公正取引委員会は 2001 年に「環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態調査報告書」を公表し、その中で「環境保全に配慮している商品の広告表示の留意事項」として 5 つの留意事項を定めたが、その留意事項が時を経て引用されている。)。また、商標権などの権利侵害事例において、多くの場合権利者から侵害品の廃棄を求められることから、模倣などにより他者の権利を侵害することはサステナビリティの観点からも問題があるとの指摘がされている。

(6)　海外でのビジネスを検討する際に知っておくべきこと

国際商標出願や海外での意匠登録について解説されている。また、模倣品が海外から日本に輸入されるケースに関し、税関の輸入差止申立制度が紹介されています。さらに、これらの一般的な解説に加え、中国の模倣品対策の特徴として、デッドコピー規制が存在しないことや意匠登録制度、著作権の登録制度などが紹介されています。国際取引の観点からは、海外企業との取引に際し契約交渉過程で留意すべき条項(契約の言語や紛争解決地など)が詳細に解説されている。海外での知的財産権保護制度や模倣対策については、特許庁や JETRO なども情報発信を行っているところであり、また、国際取引における契約については、実務家による多数の解説本や論考が存在するところであるが、本ガイドブックは、平易に留意点をまとめるものとして参考となるものである。

(7)　デジタルファッション領域にチャレンジするときに知っておくべきこと

デジタルファッション領域では、リアルのファッション領域とは異なる、新たな法的課題が生じることがある。例えば、本ガイドブックでは、リアルのファッション製品とデジタルのファッションコンテンツでは、商標登録すべき商品・役務の区分や指定商品・役務が異なることから、たとえ前者についてすでに商標登録をしている場合でも、後者に関する指定商品・役務について他のブランドがすでに出願・登録をしていないかに留意する必要があると指摘されている。また、本ガイドブックは、バーチャル試着などが機器の操作や機器の機能に関係するものである場合には、意匠登録の対象となりうるため、意匠登録による権利保護の可能性の検討を推奨している。

3　補足

(1)　ファッション業界以外の事業者に対する示唆

本ガイドブックで挙げられている法的問題やとるべき方策は、必ずしもファッションに限られないテーマが多数見受けられる。例えば、上記 2(3)で紹介した広告関連の法的問題は、幅広い分野の事業者が自身の広告展開に際して参考にできるものと考えられる。また、上記 2(7)に関して、近時、世界的にメタバースや NFT 市場への期待が高まる中で、デジタルファッション領域への進出は必ずしもファッション業界の事業者だけに限られないと思われる。メタバースを利用したビジネスを行おうとする他分野の事業者にとっても、本ガイドブックは、自らの権利

©Anderson Mori & Tomotsune

保護のため、あるいは他社の権利侵害や法令違反を起こさないためのポイント集として、参照する意義があるものと考えられる。

（2）　今後の法改正等を踏まえた動向

近時、不正競争防止法や著作権法といった知的財産法の改正が予定されています[5]。例えば、不正競争防止法の改正には、商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする内容が含まれている。こうした法改正は、メタバースなどのデジタル空間上でリアルの衣服やバッグなどを模倣したデジタルファッションが販売された場合に不正競争防止法に基づく対応が可能となるため、ファッションビジネスにも影響を及ぼしうるものである[6]。また、今後、ファッションビジネスに関して参考となる裁判例や国内外の事例が新たに生まれることも予想される。こうした法改正や関連事例を反映して本ガイドブックが改訂される可能性もあると思われ、本ガイドブックのアップデートも注目される。

4　まとめ

本ガイドブックで示唆された法的問題点に具体的にどう対処するかや、権利保護の手段を具体的にどう活用するかについては、専門的な判断が必要であることも多いため、適宜弁護士や弁理士等の専門家の関与を求めることが必要になるであろうが、本ガイドブックは、法律の専門家でない人々や、新たなビジネスにチャレンジしようとする人々に、留意すべきポイントを広く提示するものとして、有益であろうと思われる。

本ガイドブックは色彩豊かにデザインされ、1 頁あたりの文字量が多くなり過ぎないように調整されているように見受けられ、読みやすさに配慮した作りになっている。さらに、本ガイドブックのプロモーション動画（1 分 23 秒）が YouTube 上で公開されている。これまでも、各省庁が一定のビジネス領域における法的な問題点や留意事項を取りまとめた報告書やガイドラインを公表することはあったが、伝統的な文字を主体とした情報発信が中心であった印象がある。本ガイドブックは、法律に馴染みがない人々にも届けるための工夫がなされており、国の新たな取り組みとしても、今後の動向が注目される。

以上

****

[5] 不正競争防止法について、https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310002/20230310002.html
著作権法について、https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00044.html

[6] 当該不正競争防止法の改正について、本ガイドブックでは 246 頁において言及されています。

©Anderson Mori & Tomotsune

「日・米宇宙協力に関する枠組協定」における知的財産権の取扱い

弁護士　高羽　芳彰

日米両政府は、2023 年 1 月 13 日（米国時間）、米ワシントンの NASA 本部において、「日・米宇宙協力に関する枠組協定」（以下「本枠組協定」という。）の署名式を開催した。本枠組協定は、日米が宇宙協力を行う際の基本事項を定めるもので、個別の協力案件において迅速に活動を開始することを可能にするものである。以下では、本枠組協定について、その背景事情と、知的財産権関連の規定を概観する。

1　本枠組協定の背景事情

日本は、他国と協力して様々な宇宙活動を実施しており、特に米国とはこれまでに多くの共同活動を行ってきた。その米国との宇宙協力に関し、最近大きな注目を集めているのが「アルテミス計画」である。アルテミス計画は、将来的な火星探査を視野に入れた米国主導の月探査計画で、日本は既にこの計画への参画を表明している。日本が本枠組協定に署名した背景には、日米宇宙協力の促進を図り、日本としてアルテミス計画に積極的に参加したいという日本政府の思惑がある[1]。

本枠組協定以前の宇宙協力に関する日米間の枠組協定としては、1994 年に締結された「日米クロスウェーバー協定」（正式名称：平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）がある。もっとも、この協定は、日米宇宙協力に関する基本事項のうち、専ら損害賠償責任の相互放棄条項（クロスウェーバー条項）のみを扱った、いわば不完全な状態の協定であった。そのため、同協定の締結以降、米国は日本に対し、クロスウェーバー条項を含む基本事項全体をカバーする枠組協定の締結を再三求め、2013 年から続く日米包括宇宙対話においても正式な議題として交渉が続けられてきた。しかしながら、日米間の合意までには至らず、日米クロスウェーバー協定に代わる枠組協定は長らく未締結のままであった[2]。そして、日米クロスウェーバー協定が締結されてから約 20 年後の 2023 年となって、ついに日米両政府による本枠組協定への署名が実現した。

では、日本が本枠組協定に署名する背景となったアルテミス計画とは、どのようなものであるのか。その特徴はアポロ計画と対比すると分かりやすい。アポロ計画では、専ら人を月に着陸させ、安全に帰還させることが目的であった。一方、アルテミス計画では、将来的な火星探査を視野に入れた月の探査・利用を目的としており、アポロ計画とは計画の意味づけが大きく異なる。この目的の実現のため、アルテミス計画においては、月への基地建設や、月面や火星に向けた中継基地となる月周回有人拠点「Gateway」の構築が計画されている。また、アルテミス計画では、NASA や JAXA などの行政機関が民間企業と協力して計画を推進していくことが予定されており、例えば、JAXA とトヨタ自動車が共同して月面探査車を開発するなどしている。このように、アルテミス計画は、宇宙産業に新たな市場を作り、宇宙経済圏を生み出す可能性のある計画であり、アルテミス計画への積極的な参加が、日本の宇宙関連産業の成長にとって大きなチャンスになると期待されている。

---

[1] 外務省ウェブサイト「平和目的のための月その他天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定（略称：日・米宇宙協力に関する枠組協定）」掲載の概要資料（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100446926.pdf）

[2] 小塚荘一郎・佐藤雅彦編「宇宙ビジネスのための宇宙法入門（第 2 版）」（有斐閣、2018 年）105 頁

©Anderson Mori & Tomotsune

2 本枠組協定の知的財産権関連の規定

アルテミス計画などの日米の政府・企業が関与する共同活動においては、その実施に伴って様々な知的財産が生まれることになる。そのため、本枠組協定第 9 条では、共同活動の実施に伴って発生した知的財産権の取扱いなどが定められている。以下では、第 9 条を構成する第 A 項から第 G 項について、それぞれの規定内容を確認する。

> A 枠組協定のいかなる規定も、一方の当事国政府又はその貢献者の発明又は著作物であって、枠組協定の効力発生前に又は範囲外で行われ、又は創作されたものに対する権利又は利益(当該発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護(いずれの国におけるものであるかを問わない。)及び当該著作物の著作権を含む。)を他方の当事国政府に明示的又は黙示的に付与するものと解してはならない。

第 A 項は、本枠組協定の解釈についての規定である。第 A 項において、本枠組協定の規定は、枠組協定の「効力発生前」又は「範囲外」で行われた当事国政府などの発明等に対する権利関係に影響を与えないことなどが定められている。

> B 枠組協定に基づく共同活動の実施において専ら一方の当事国政府又はその貢献者によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益(当該発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護(いずれの国におけるものであるかを問わない。)及び当該著作物の著作権を含む。)については、当該一方の当事国政府又はその貢献者が有する。当該一方の当事国政府とその貢献者との間の当該発明又は当該著作物に対する権利又は利益の配分は、適用される法令、規則及び契約上の義務により決定する。

第 B 項は、専ら単独で行われた発明等に対する権利・利益の帰属についての規定である。対象となる権利・利益は、発明と著作物に対する権利・利益であり、具体的には、特許権や著作権などである。また、権利の主体は「当事国政府」と「貢献者」である。政府が特許権や著作権を保有するというのはあまり馴染みがないが、特許権や著作権は国有財産の一つであり(国有財産法第 2 条第 1 項第 5 号参照)、国も特許権や著作権の帰属主体となることができる。「貢献者」とは、当事国政府の実施機関(JAXA など)と法的関係を有する団体であって、枠組協定に基づく共同活動の実施において委託等を受けるものをいい(本枠組協定第 2 条第 A 項)、例えば、JAXA と NASA が共同で行う月探査活動において、JAXA から業務委託を受けた企業がこれにあたる。

第 B 項により、専ら一方の当事国政府又はその貢献者(企業など)によって行われた発明に対する特許権等は、当該一方の当事国政府又はその貢献者に帰属する(著作物に対する著作権等も同様)。

> C 枠組協定に基づく共同活動の実施において共同発明が行われることは、見込まれない。ただし、枠組協定に基づく共同活動の実施において、両当事国政府によって共同で発明が行われた場合には、両当事国政府は、次の事項について六十日以内に誠実に協議し、及び合意する。
> 1 共同発明に対する権利又は利益(当該共同発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護(いずれの国におけるものであるかを問わない。)を含む。)の配分
> 2 共同発明に対する特許権又はこれと類似の形態の保護(いずれの国におけるものであるかを問わない。)を設定し、及び維持するために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置
> 3 両当事国政府間で交換し、又は一方の当事国政府が他方の当事国政府に付与する実施権その他の権利の

©Anderson Mori & Tomotsune

条件

第 C 項は、共同発明の取扱いについての規定である。第 C 項の柱書で「枠組協定に基づく共同活動の実施において共同発明が行われることは、見込まれない」とされており、原則として日米両国がそれぞれ単独で研究開発活動をすることが想定されている。例外的に、両政府によって共同で発明が行われた場合には、①権利の配分、②権利の設定及び維持のために負うべき責任等、③他方当事国政府への実施権の条件などについて、両当事国政府で協議し、合意することが定められている。

D　当事国政府は、共同で創作した著作物については、両当事国政府が当該著作物の著作権の登録を決定する場合には、著作権を登録し、及び著作権の保護を維持する（いずれの国におけるものであるかを問わない。）ために負うべき責任及び費用並びにとるべき措置について誠実に協議し、及び合意する。

第 D 項は、共同で創作した著作物の取扱いについての規定である。両当事国政府が当該著作物の著作権の登録を決定する場合には、第 D 項記載の必要事項（著作権の登録・維持に関する責任や費用など）について協議し、合意することが定められている。

E　各当事国政府は、前条（物品及び技術データの移転）及び次条（広報）の規定に従うことを条件として、枠組協定に基づく共同活動から生ずる著作権のある著作物（専ら他方の当事国政府によって若しくは他方の当事国政府のために創作されたものであるか又は他方の当事国政府と共同で創作されたものであるかどうかを問わない。）について、自己のために複製し、派生的な著作物を作成し、頒布し、及び公表し、並びに他の者が自己に代わってそれらを行うことを認める取消し不能な無償の権利を有する。両当事国政府は、前条（物品及び技術データの移転）の規定に従って表示を付された著作権のある著作物は、同条及び次条（広報）の規定の適用上、財産的価値を有するデータに該当することに合意する。

第 E 項は、共同活動から生ずる著作物の利用等についての規定である。各当事国政府は、共同活動から生ずる著作物について、いずれの当事国政府により創作されたものであるかを問わず、「自己のために複製し、派生的な著作物を作成し、頒布し、及び公表し、並びに他の者が自己に代わってそれらを行うことを認める取消し不能な無償の権利を有する」とされる。また、著作物の利用に際しては、第 8 条（物品及び技術データの移転）及び第 10 条（広報）の規定に従うことが条件とされている。例えば、本枠組協定の第 8 条（物品及び技術データの移転）では、秘密の情報の管理に関する法令に従った活動をすることなどが定められ、第 10 条（広報）では、他方の当事国政府から提供された輸出管理の対象として表示を付されたデータは広報の対象にならないことなどが定められており、各当事国政府は、これらの規定に従って著作物を利用しなければならない。

F　知的財産に関する法律の適用上、枠組協定に基づく共同活動の実施において一方の当事国政府が登録した宇宙物体において行われる活動は、当該一方の当事国政府の国の領域においてのみ行われたものとみなす。一方の当事国政府又はその実施機関若しくは関係者による他方の当事国政府が登録した宇宙物体において行われる活動への参加は、それ自体では、前段に規定する当該活動に対する管轄権を変更し、又はこれに影響を及ぼさない。

第 F 項は、宇宙物体での知的財産に関する法律の適用についての規定である。「宇宙物体」とは、例えば、衛星、ロケット、月周回有人拠点「Gateway」などであり、第 F 項により、これらの宇宙物体において行われる活動は、

©Anderson Mori & Tomotsune

その宇宙物体が登録されている国の領域においてのみ行われたものとみなされる。同様の規定は、国際宇宙ステーション(ISS)計画に関する条約の一つである IGA 条約(正式名称:民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定)においても見られ、同条約第 21 条第 2 項は、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす、としている。本稿では、宇宙物体での知的財産に関する法律の適用について詳述はしないが、二国間協定である本枠組協定においても、上記 IGA 条約の規定に関する過去の議論が参考になるであろう。

第 F 項後段では、一方の当事国政府等による活動への参加が、他方の当事国政府が登録した宇宙物体において行われる活動に対する管轄権を変更等するものでないことが定められている。「登録」と「管轄権」との関係は、宇宙条約第 8 条に規定されており、同条では、宇宙空間に発射された物体を登録した国が管轄権を保持するとされている。すなわち、本項後段では、一方の当事国政府などによる活動への参加があったとしても、宇宙物体を登録した国が管轄権を保持し続け、これらの宇宙物体において行われる活動は、当該宇宙物体が登録されている国の領域においてのみ行われたものとみなされることが確認されている。

G　宇宙物体において当該宇宙物体を登録した一方の当事国政府の自国民以外の者が行った発明について、当該一方の当事国政府は、他方の当事国政府の国の領域における特許出願を妨げるために発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならない。この規定は、(a)特許出願が最初に行われた当事国政府が当該特許出願の秘密を管理し、若しくは当該特許出願のその後の出願を制限する権利又は(b)出願がその後に行われた他方の当事国政府が国際的な義務に基づいて出願の開示を制限する権利を害するものではない。

第 G 項は、宇宙物体での発明における、発明の秘密に関する法律の適用についての規定である。日本には、発明の秘密に関する法律として、経済安全保障推進法(以下「推進法」という。)がある。推進法では、安全保障上機微な内容を含む発明などが公にされることを防ぐため、特許出願の非公開制度が設けられている(推進法 65～85 条。ただし、本ニュースレターの日付の時点において、具体的な制度に関する規定は未施行である。)。推進法を例にすると、第 G 項前段により、例えば、日本が登録したロケット内での実験で、米国民により発明が行われた場合、米国での当該発明の特許出願を妨げるために推進法を適用してはならいないことになる。他方、第 G 項後段により、当該米国民が日本で最初に当該発明の特許出願をした場合には、推進法に基づき特許出願を制限することができるということになる。

3 まとめ

長年、国中心で行われてきた宇宙活動は、今では民間企業との協力を通じて行われるものとなりつつあり、このような時代の流れに合わせた宇宙活動のルール作りが求められる。もっとも、国が宇宙活動を行うことが前提であった時代に締結された宇宙条約に代わる新たな条約を多国間で締結することは、政治的な理由などから難しい状況にあり、二国間合意の重要性は高まっている。今後、宇宙活動の分野において、各国がどのような協力関係を築き、宇宙活動のルール作りをしていくのかが注目される。

以上

****

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
  弁護士　村上　遼（ryo.murakami@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。